当局では倉庫業法に基づく営業倉庫の登録事務を所管しており、申請者が申請書に添付する建築図面により営業倉庫の基準（以下「施設設備基準」という。）への適合可否を審査しています。  
しかし、申請の内容によっては、当課より建築士様に建築図面の内容について確認することがあります。  
一方、建築基準法と異なる規定があることから、建築士様からは倉庫業法に規定する施設設備基準に関するお問合せをいただきます。  
そのため、当課及び倉庫業法の施設設備基準にご関心がある建築士様とで下記の内容に関する意見交換会（仮称）の開催を検討しています。  
つきましては、上記の趣旨にご賛同いただける建築士様は、令和５年２月２４日（金）までに、以下連絡先にメールによりご連絡を賜りますよう、貴会会員に周知していただけますと幸いです。  
なお、初の試みのため、ご賛同いただいた建築士様が多数にのぼる場合、先着２０名様までとしたうえで、具体的な日時及び内容について調整させていただくことを申し添えます。

【連 絡 先】  
国土交通省 中国運輸局 交通政策部 環境・物流課  
〒７３０－８５４４ 広島県広島市中区上八丁堀６－３０  
Ｔ Ｅ Ｌ：０８２－２２８－３４９６  
Ｅ－ｍａｉｌ：cgt-ecologi@gxb.mlit.go.jp  
担 当：松 村（環境・物流課 主査）